

監査結果報告書

2017年5月17日

社会福祉法人 頌栄会
理事長 酒井哲雄 様

監事 山ノ井景子
牧田 稔

社会福祉法第45条18及び関係法令に基づき実施した2017年度監査結果について
次のとおり報告します。

監査日時 2017年5月17日 午前9時30分～12時00分

監査場所 頌栄保育園事務室

監査実施内容 別紙1, 2の通り(添付;監査決算書類事前提出チェック資料及び
監事監査の指摘事項を添付する。)

- (1) 事業報告書は、関連する法令及び通知に従い、当園の事業の執行状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (2) 財産目録は、関連する法令及び通知に従い、当園の財産を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (3) 貸借対照表は、関連する法令及び通知に従い、当園の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (4) 資金収支計算書及び事業活動収支計算書は、関連する法令及び通知に従い、当園の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (5) 新しい社会福祉法人制度に基づき、定款が作成されているが、経営組織の強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取り組み等が2017年度に期待される。

監査項目と監査結果

監査項目	適	否	内容(改善要点)
定 款	○		新しい社会福祉法人制度に基づき神師町認可と異なり旧法 新定款と充分に理解し法人運営を実施し執行
役 員	○		従来理事18名中7名が新制度から7名に変更し 監事4名から2名、6月の評議員会2役員の新45に増えた
理 事 会	○		2016年度は6回実施された (新制度に伴う諸規則の作成と認定申請の認可申請等)
評 議 員 会			2017年8月には6月の評議員会を開催することにより 執行部から理事の役割分担と認可申請の認可申請等 理事の役割分担報酬の承認と承認の認可申請等 その他評議員の役割をより説明する必要がある
事業計画	○		
当初・補正予算	○		3月2日の理事会で補正予算、事業計画等について審議した
事業報告	○		認定と旧法の認可と新定款の認可と異なり 定款認可申請の目的事項に認定と旧法が異なり認可申請 神師町の補助金決定日時が違ふと決算が違ふこと
決 算	○		決算状況把握が、ギリギリに済ませる
会計処理	○		私中監事就任後、会計事務所へ問い合わせる必要あり 新制度などによりと認められる
資産管理	○		
借入金償還	○		
職員採用	○		領家 2人 高休 3人 西鈴 2人 高休 3人
職員退職	○		領家 1人 西鈴 1人
寄 付 金	9		
そ の 他	○		総論として法人運営、施設運営は適切に行われている と認められる

監査項目と監査結果

監査項目	適	否	否の内容(改善要点)
就業規則	○		
給与規程	○		
その他の諸規程	○		新定款に基づき定款施行印則、非常勤の役員と評議員等の報酬規定、評議員選任委員会運営印則等を作成した。
事業計画	○		
当初・補正予算	○		
事業報告書	○		
決算	○		30%LL-1Vを弱干才-11-1と訂正したことの不明な理由を 取締役の承認と受作。(役所からの補助金が戻り多くなること)
会計処理	○		
資産管理	○		
災害事故防止	○		
入所者処遇	○		
寄付金	○		
その他	○		苦情処理の理事会に報告した553F依頼1213